

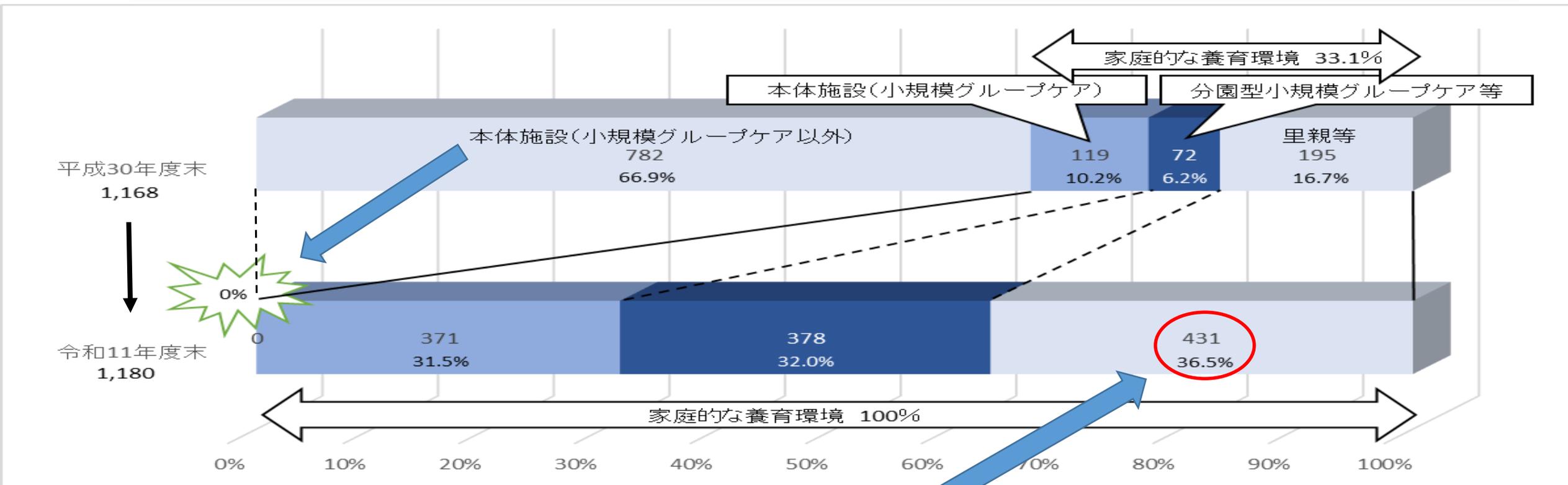
里親委託率目標に対する前回部会での各委員の主なご意見

- 目標には家庭養育優先原則の理念を反映すべき。これまでの国目標である令和11年度末時点で33.3%という数値より上を目指すべきではないか。
- 国の目標（0～2歳児は5年後・3～5歳児は7年後までに75%以上、6～17歳児は10年後までに50%以上）を目指す場合、拙速な計画になることは明らか。
- 施設養育においても、家庭的環境を目指して小規模化（＝定員減）していく中で、里親が増えなかったときに、こどもの代替養育先がなくなってしまうよう全体を見据えて計画を推進すべき。
- 里親を増やしていく際に、こども相談センターの里親担当など里親を支援する機関の負担が大きくなるため、支援機関の体制充実についても考える必要がある。

大阪市の考える10年後のあるべき養育形態について

➤ 家庭養育優先の理念に基づき、里親等への委託を更に進めつつも、施設養育においても、すべての児童に家庭的な養育環境を整えることが必要。

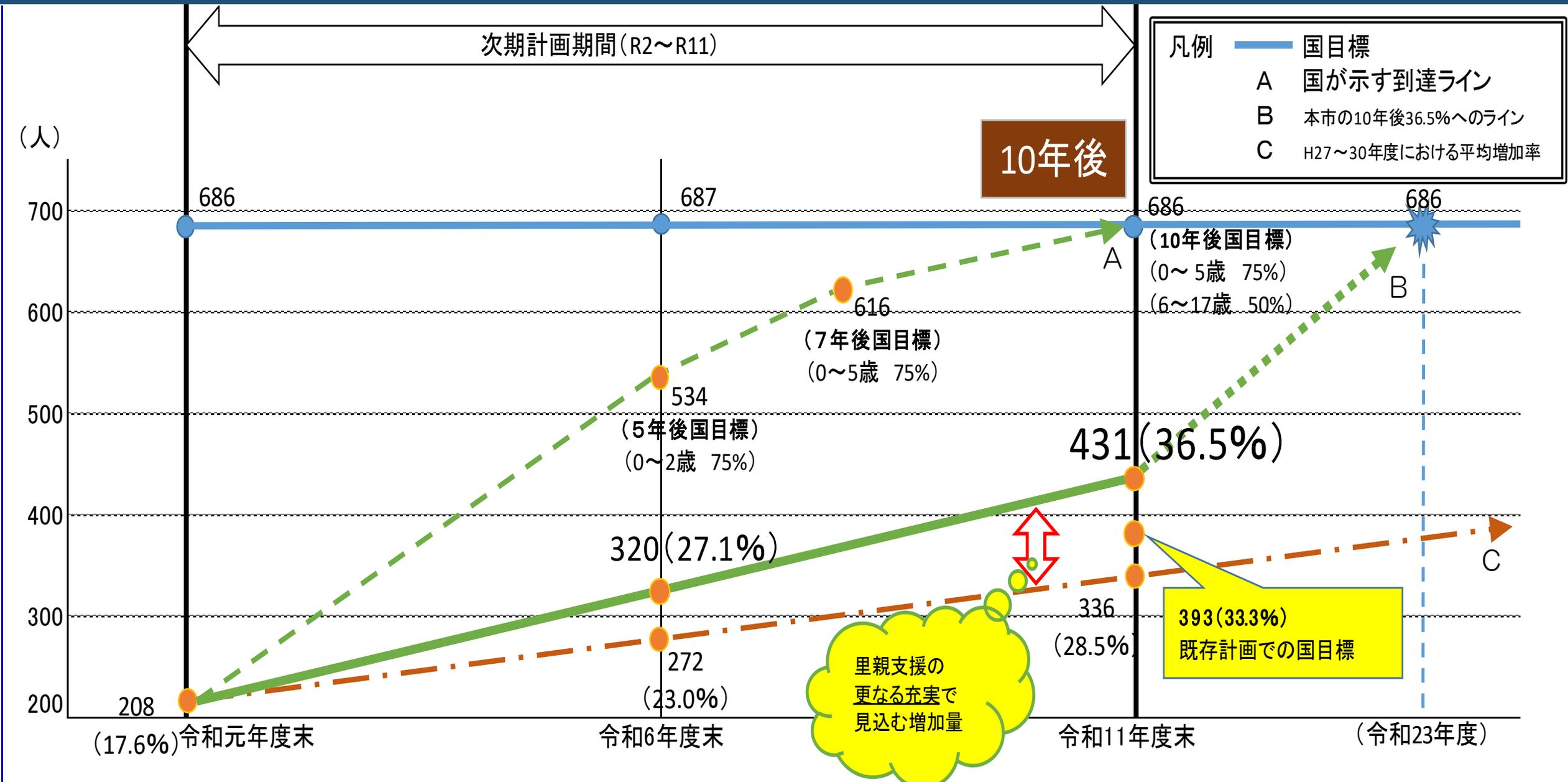
↳ 10年間で、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとする。



➤ その時に必要となる里親等委託児童数は **431人** (委託率**36.5%**) となる。

➡ **すべての児童が家庭的な養育環境で生活できている状態を実現**

10年後に里親等委託率を36.5%とした場合



10年後における里親等委託率目標

- 大阪市における10年後（令和11年度末）の里親等委託率目標を**36.5%**とする。

	全体	0～2歳	3～5歳	6～17歳
R2.3末（推定）	17.6%	10.6%	14.8%	20.0%
10年後（R11年度）	36.5%	41.0%	42.9%	33.9%
最終目標（国目標と同じ）	58.1%	75.0%	75.0%	50.0%

→ 次期計画目標

里親等委託にあたっての課題

- 施設への措置に比べ、里親への委託に対しては親権者の同意が得られにくい。
- 乳児については、オムツ交換、深夜の授乳や離乳食の調整、医療機関への受診など、養育者の負担が大きいため、他の年齢層より丁寧な研修や支援が必要である。
- 乳幼児の委託については、里親の年齢や仕事の状況、保育所の確保、実子との兼ね合いなどマッチングの条件が増える。
- ケアニーズの高い児童(触法・ぐ犯、発達特性のある児童等)について、里親は個人の家庭であり、相当な支援体制が必要となる。
- 実親との面会交流について、個人の里親宅での実施は難しく、面会交流の仕組みが必要である。

これらの課題解決には新たな里親開拓の手法や支援体制が必要

➡計画目標(委託率等)は毎年、進捗状況、現状を確認・検証し、5年後に見直すこととなっている。

フオスタリング業務の実施体制 ～民間委託への移行イメージ～

	都道府県計画			
	R1 2019	数年かけて段階的に業務を委託		
行政処分にか かる業務等	登録前調査 委託・解除決定 指導監査、困難ケース対応	直営	直営	直営
里子の自立 支援	進路、就労相談 個別支援（各種手続き支援） 解除後継続支援			民間機関に委託
相談支援	サポート要員派遣事業 レスパイトケア調整 訪問支援	民間機関に委託		
委託推進	自立支援計画 マッチング調整 里親等推進委員会		民間機関に委託	
研修	インテーク 登録前調査 更新研修	民間機関に委託		
広報啓発	相談会、啓発イベント実施 啓発物品作成 出前講座		民間機関に委託	
里親養育支援交流（大阪市里親会） 養子里親開拓支援（家庭養護促進協会） 専門里親研修（母子愛育会）	委託（特名随意）			

(4) 里親等への委託の推進に向けた取組

【基本的な考え方】

- 家族は社会の基本単位であり、家族を基盤とした家庭において養育されることは、こどもの発達、成長、自立にとってもっとも望ましい。何らかの事情により、こどもが家庭に必要な養育を受けられない場合、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育されるよう、里親・ファミリーホーム(以下「里親等」)への委託を一層進めていきたい。
- しかしながら、里親委託を量的に増やすことだけを目指とするのではなく、こどもひとりひとりのケアニーズを適切にアセスメントし、里親等、児童養護施設などさまざまな社会資源のなかから、そのこどもにもっともふさわしい生活の場を選択する必要がある。
- 質の高い里親養育を実現するため、適切なマッチングに努めるほか、レスパイト制度を活用するなど、里親が養育に関する悩みを抱え込まず、養育のやりがいや里親子が共々に成長したよろこびを感じられるよう、里親同士のつながりや、こども相談センター、里親養育支援機関、地域の関係機関等のそれぞれの強みを生かした協働によるチーム養育を積極的に推進することが大事である。
- 里子についても、定期訪問を通じ里子の生活状況の把握や意見を聴取する仕組みを構築し支援の充実を図る必要がある。
- そのため、里親のリクルート、研修から支援まで、里親を包括的に支援する(以下「フォスタリング業務」)体制を構築することが求められている。

【現在の取組み】

- 平成 30 年 4 月、こども相談センターの里親担当を大幅に拡充して里親子包括支援室を設置し、里親制度の普及から里親子への支援までを一貫して行う体制を整備した。家庭養育推進担当課長代理 1 名、児童福祉司 7 名(SV 1 名、係長 1 名、係員 5 名)、非常勤職員として里親包括支援相談員 2 名、生活支援相談員 2 名、里親子専門心理相談員 1 名、里親等委託調整員 1 名、里親等訪問支援員 1 名を配置した。
- 里親子包括支援室では、これまで個別に民間に委託していた登録前研修事業やサポート要員派遣事業などを一旦直営により実施することとし、こども相談センターをフォスタリング機関として位置づけている。今後の民間委託も視野にいれ、業務の課題整理やノウハウの蓄積を行っているところである。
- また、心理相談などの専門相談事業や里親スキルアップ事業、生活相談・進路相談事業など新規事業を立ち上げ、里親子に対する支援の拡充を図っている。
- 里親等委託解除後の里子の自立支援について、「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」においては、フォスタリング業務には位置付けられていないが、フォスタリング業務の一環として位置づけ、里親子包括支援室の業務として

進めている。

【今後の取り組み】

1. こども相談センターの方針
 - こども相談センターの児童福祉司は意識変革を行い、新規入所や措置変更を検討する場合、まずは、里親等への委託を第1の方針とし協議に諮る。
2. 民間フォスタリング機関へ業務委託し実施体制を整備
 - 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓や継続的で一貫性のある支援により、里親との信頼関係が構築されるといったメリットがあるため、将来的には民間機関によるフォスタリング業務の実施体制を整備する。
 - 現状においてフォスタリング業務に精通した人材は限られているため、段階的に業務を委託し、ノウハウを丁寧に引継ぎながら、時間をかけて民間フォスタリング機関の育成を図る。
 - ただし、フォスタリング業務は児童相談所の本来業務であり、委託した場合でも実施責任は児童相談所にあることから、こども相談センターは、委託後も里親希望者の調査や業務状況のモニタリング、里親子の不調防止やこどもの権利擁護に努めることとする。
3. こども相談センター単位でフォスタリング機関設置
 - 本市においては、年々増加する児童虐待相談に的確に対応するため児童相談所の複数設置をすすめており、令和3年には3か所体制、令和8年度には4か所となる予定である。今後増加する登録里親や、こどもを担当する児童福祉司と密接に連携して里親委託を推進していくため、各こども相談センター単位で里親担当とフォスタリング機関（里親支援機関A型）を設置していく。
4. 各こども相談センターとフォスタリング機関との連携により里親子の不調を防止
 - 各こども相談センターと各フォスタリング機関が日常的に連携し、市域全体で効率的にリクルートや研修、適切なマッチングをすすめる。また、里親委託等推進委員会を開催して、里親子のマッチングの在り方、里親子に対する支援の在り方について検討をすすめる。チーム養育の責任のもと不調の未然防止に努める。
5. 各里親支援機関B型との更なる連携強化
 - 本市においては、これまで乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員や家庭養護促進協会の協力を得て里親相談会を実施してきたほか、区役所の協力を得て啓発活動に取り組んでいる。民間機関にフォスタリング業務を委託するにあたっては、これまで培ってきた関係機関との協力関係を継続できるようにする。
 - 里親支援専門相談員を配置している施設を里親支援機関B型として指定し、こども相談センターや委託団体と連携しながら、所属施設入所児童の里親委託推進や施設の強みを生かした普及啓発、研修、里親交流等の支援を行う。
6. 低年齢児の里親委託推進に向けた取組
 - 低年齢児の里親委託に当たっては、里親の年齢や仕事の状況、保育所の確保、実子

との兼ね合いなどマッチングの条件が増える。加えて、オムツ交換、深夜の授乳や離乳食の調整、医療機関への受診など、養育者の負担が大きいため、他の年齢層より丁寧な研修や支援が必要となる。これらの課題解決のため、新たな里親開拓の手法や支援体制を構築する。

- ・保育所の確保については、里親に委託されたこどもの保育所等の優先利用が国通知に盛り込まれたことを受け、各区との間で十分に連携を図り、当該児童の保育所等の優先利用の取組みを進める。

【目標】

① 民間フォスタリング機関（里親支援機関A型）実施数

- ・令和3年度 3か所
- ・令和8年度 4か所

② 里親登録数・ファミリーホーム数

目標年度	平成30年度末	令和6年度末	令和11年度末
里親登録数	129世帯	263世帯	372世帯
ファミリーホーム数	17か所	23か所	28か所

③ 里親委託児童数・ファミリーホーム委託児童数

目標年度	平成30年度末	令和6年度	令和11年度
里親委託児童数	108人	205人	291人
ファミリーホーム委託児童数	87人	115人	140人